

## 信書便約款の作成手順（例示）

本作成手順例は、一般的な修正を行うものです。記載例の条文が自社の内容と合わない場合は適宜修正してください。なお、修正する場合は、変更履歴を記録するなど、修正箇所が分かるようにしてください。

### ●取り扱う特定信書便役務の種類→「第二条」に反映

第二条第一号は1号役務、第二号は2号役務、第三号は3号役務です。提供しない役務を削除します。

### ●引受けの方法

#### 1 「第二条第一項」に反映

①第二条第一項第一号は1号役務、第二号は2号役務、第三号は3号役務です。提供しない役務を規定する号を削除します。

②提供しない引受けの方法 (a、b 又は c) を削除します。なお、a を提供する場合で、提供しない申込みの方法（電話、FAX又はインターネット）がある場合は削除します。

※a、b 又は c 以外の引受け方法を予定している場合は、信書便監理官に相談してください。

第二条 当社は、次に掲げる特定信書便役務を提供する特定信書便事業を行います。

一 ○○○○信書便 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超える、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達する役務で、次のいずれかに該当するもの

ア a 電話、FAX若しくはインターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所又は b 当社営業所において差し出された信書便物を送達する役務で、次のイ及びウに掲げるもの以外のもの

イ c あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ巡回先として申し出た者（以下「巡回指定利用者」といいます。）の間を巡回しながら信書便物を送達する役務

ウ c あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ集配先として申し出た者（以下「集配指定利用者」といいます。）から差し出された信書便物を送達する役務

二 (略)

三 (略)

#### 2 「第五条」に反映

巡回・定期集配サービスを提供しない場合は、第五条本文中「(利用者、

巡回指定利用者及び集配指定利用者のこととをいいます。以下同じ。)」を削除します。

### 3 「第十条」に反映

引受けを行わない場所 (a、b 又は c) を削除します。

第十条 信書便物は、c あらかじめ利用者と当社との間で定めた場所又は a 利用者が指定した場所若しくは b 当社の営業所で引き受けます。

### ●役務の名称

次の各条の該当箇所に名称を記載します。

#### 1 「第二条第一項」に反映

該当箇所に役務の名称を記載します。提供しない役務を規定する号は、削除します。

第二条 当社は、次に掲げる特定信書便役務を提供する特定信書便事業を行います。

- 一 〇〇〇〇信書便 (略) ← 1号役務
- 二 ××××信書便 (略) ← 2号役務
- 三 △△△△信書便 (略) ← 3号役務

#### 2 「第三条第一項」に反映

巡回・定期集配サービスを提供する場合は、役務の名称を記載します。  
提供しない場合は、第三条第一項を削除します。

第三条 〇〇〇〇信書便又は△△△△信書便を利用しようとする者は、

#### 3 「第三条第二項」に反映

①該当箇所に役務の名称を記載します。

②巡回・定期集配サービスを提供しない場合は、「、前条第一項第一号イ若しくはウ又は第三号イ若しくはウに掲げる役務にあっては、前項の規定に基づいて当社が利用を承諾したときに」を削除します。

③利用者が指定する場所又は営業所での引受けを行わない場合は、「前条第一項第一号ア、第二号又は第三号アに掲げる役務にあっては、差出人から、この約款の定めるところにより信書便物が差し出された時に、」を削除します。

④第二項中「前条第一項第一号ア、第二号又は第三号ア」及び「前条第一項第一号イ若しくはウ又は第三号イ若しくはウ」は、第二条第一項の規

定に合わせて修正します。

2 ○○○○信書便、××××信書便及び△△△△信書便の利用の契約は、前条第一項第一号ア、第二号又は第三号アに掲げる役務にあっては、差出人から、この約款の定めるところにより信書便物が差し出された時に、前条第一項第一号イ若しくはウ又は第三号イ若しくはウに掲げる役務にあっては、前項の規定に基づいて当社が利用を承諾したときに成立します。

4 「第五条第八号」及び「第五条第九号」に反映

2号役務を提供する場合は、該当箇所に2号役務の名称を記載します。

八 信書便物の引受日（××××信書便の場合は引受日時）

九 信書便物の配達予定日（××××信書便の場合は配達予定日時を、また、特定の日に受取人が使用する信書便物を当社が引き受けたときは、その使用目的及び信書便物の配達日時を記載します。）

5 「第七条」に反映

①第七条第一号は1号役務、第二号は2号役務、第三号は3号役務です。提供しない役務を規定する号を削除します。

②該当箇所に役務の名称を記載します。

6 「第十五条」に反映

①提供しない役務を規定する号又は名称を削除します。

②提供する役務の名称を記載します。

第十五条 当社は、○○○○信書便又は△△△△信書便を提供する場合（略）←1号役務又は3号役務

2 （略）

3 当社は、××××信書便を提供する場合（略）←2号役務

●配達の方法→「第十六条第一項」に反映

①提供しない配達の方法（a、b又はc）を削除します。

※a、b又はc以外の配達の方法を予定している場合は、信書便監理官に相談してください。

②配達の際に「必ず受領印又は署名を求める場合」は、ただし書きの部分を削除し、「差出人の指図に従い、受取人への信書便物の引渡し、・・・への配達」を「受取人の配達完了の受領印又は署名と引き換えに引き渡すこと」のように記載します。

③役務ごとに配達の方法が相違する場合は、役務ごとに記載します。

第十六条 当社は、差出人の指図に従い、a 受取人への信書便物の引渡し又は b 受取人の郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含みます。）若しくは c メール室（法人内に設置されている信書便物等の受領事務室をいいます。）への配達をもって配達を完了します。ただし、受取人への信書便物の引渡しによる場合であって差出人の申出があったときは、当該信書便物の引渡しの際に当該受取人から配達完了の受領印又は署名を求める。

●取扱信書便物の大きさ及び重量→「第七条」に反映

大きさ及び重量を記載します。大きさについては、「長さ、幅及び厚さの合計が○○cm以下で、」と換えて構いません。

●配達日時

1 「第五条第八号及び第九号」に反映

予定しない配達日時等（c 又は d）を削除します。

八 信書便物の引受日（c × × × × 信書便の場合は引受日時）

九 信書便物の配達予定日（c × × × × 信書便の場合は配達予定日時を、d また、特定の日時に受取人が使用する信書便物を当社が引き受けたときは、その使用目的及び信書便物の配達日時を記載します。）

2 「第十五条」に反映

①役務ごとに記載します。

②予定しない配達日時（a、b、c 又は d）を削除します。

③記載例以外の配達日時を提供する場合は監理官にご相談ください。

第十五条 当社は、〇〇〇〇信書便又は△△△△信書便を提供する場合には、次の各号に掲げる信書便物の配達予定日までに信書便物を配達します。ただし、交通事情等により、信書便物の配達予定日の翌日に配達することがあります。

- 一 a信書便物の配達予定日の記載がある場合 記載の日
- 二 b信書便物の配達予定日の記載がない場合 信書便物の引受日から、その信書便物の送達距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（送達を引き受けた場所又は配達先が当社が定めて表示した離島、山間地等にあるときは、信書便物の引受日から相当の日数を経過した日）
  - ア 最初の百七十キロメートル 二日
  - イ 最初の百七十キロメートルを超える送達距離百七十キロメートルまでごと 一日
- 2 c前項の規定にかかわらず、当社は送り状に信書便物の使用目的及び配達日時を記載してその送達を引き受けたときは、送り状に記載した信書便物の配達日時までに信書便物を配達します。
- 3 d当社は、××××信書便を提供する場合には、信書便物が差し出された時から三時間以内に信書便物を配達します。

3 「第二十五条第二項」に反映

次の下線部を第十五条に合わせて修正します。「配達予定日」は第十五条第一項を、「配達予定日時」は第十五条第二項を、「信書便物が差し出された時から三時間」は第十五条第三項を、それぞれ示します。

2 （略）信書便物の配達が第十五条に規定する配達予定日、配達予定日時又は信書便物が差し出された時から三時間（略）

4 「第二十七条第一項」に反映

次の下線部を第十五条に合わせて修正します。「配達予定日」は第十五条第一項を、「配達予定日時」は第十五条第二項を、「信書便物が差し出された時から三時間」は第十五条第三項を、それぞれ示します。

第二十七条 （略）信書便物の配達予定日、配達予定日時又は信書便物が差し出された時から三時間を経過する時の属する日（略）

5 「第三十三条第四項」に反映  
第十五条で規定していない号を削除します。

- 4 当社は、信書便物の遅延による損害については、次のとおり賠償します。
- 一 第十五条第一項の場合 (略)
  - 二 第十五条第二項の場合 (略)
  - 三 第十五条第三項の場合 (略)

6 「第三十四条」に反映  
次の下線部を第十五条の記載内容に合わせて修正します。

第三十四条 (略) 信書便物に滅失、著しいき損又は遅延 (第十五条第二項又は第三項の場合に限ります。) (略)

7 「第三十五条第二項」に反映  
第十五条の記載内容に合わせて修正します。「配達予定日」は第十五条第一項を、「配達予定日時」は第十五条第二項を、「信書便物が差し出された時から三時間を経過する時の属する日」は第十五条第三項を、それぞれ示します。

第三十五条 (略)

2 前項の期間は、信書便物が滅失した場合においては、信書便物の配達予定日、配達予定日時又は信書便物が差し出されてから三時間を経過する日の属する日からこれを起算します。

● 巡回・定期集配の契約条件→「第三条第一項第二号」に反映  
巡回・定期集配を提供する場合は、該当箇所に記入します。

第三条 (略)

一 (略)

二 一か月の取扱日数が○日以上かつ○か月以上継続して信書便物を差し出すものであること

## ●送り状の発行

### 1 第五条に反映

送り状を必ず発行する場合は、第五条本文中の但し書きを削除します。

第五条 (略) ただし、信書便物一通ごとに受取人の氏名又は名称及び配達先が記載され  
ており、かつ、第一号、第三号から第十四号に該当する事項並びに当該信書便物の收受  
が他の方法により明確であって、差出人との間で合意した場合は、送り状は発行しませ  
ん。

### 2 第十一条第二号に反映

送り状を必ず発行する場合は ( ) 書きの部分を削除します。

第十一条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、信書便物の引受けを拒絶すること  
があります。

- 一 (略)
- 二 差出人が送り状に必要な事項を記載せず (第五条ただし書に規定する場合を除きま  
す。)、又は第八条第一項の申告若しくは同条第二項の開示を拒んだとき。

### 3 第十二条に反映

送り状を必ず発行する場合は、第十二条本文中の但し書きを削除します。

第十二条 (略) ただし、当社は第五条ただし書に従って信書便物を引き受けた際には、次  
に掲げる事項を信書便物の表面に表示します。

- 一 信書便物であることを示す表示
- 二 当社の名称又は標章
- 三 信書便物を引き受けた日 (本号に掲げる事項を表示しないことについて差出人が同  
意している場合を除きます。)

### 4 第三十一条第三項に反映

送り状を必ず発行する場合は、第三十一条第三項の該当箇所を削除します。

第三十一条 (略)

### 2 (略)

- 3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物  
については、差出人がその旨を送り状に記載せず (第五条ただし書に規定する場合を除  
きます。)、(略)

## 5 第三十三条第一項に反映

送り状を必ず発行する場合は、第三十三条第一項の該当箇所を削除します。

第三十三条 (略) 送り状に記載された責任限度額（第五条ただし書の規定により送り状を発行しない場合で、当社が他の方法により責任限度額を定めたときは当該責任限度額。以下「限度額」といいます。）の範囲内で賠償します。

## ●料金の収受の方法→「第十三条第一項及び第二項」に反映

記載例に倣って取り扱う料金の収受方法を規定します。

### (料金の収受)

第十三条 当社は、信書便物を引き受ける時に、料金を収受します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる方法により料金を収受することを認めることができます。

- 一 信書便物を引き渡す時に、料金を受取人から収受する方法
- 二 役務の提供後、役務提供の事実を証して請求することにより収受する方法
- 三 前金払又は概算払により収受する方法

## ●事業開始予定日→「特定信書便約款設定認可申請書」に反映

実施予定日欄に記載します。

実施予定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
-------	-------------

## ●申請者名→「信書便約款表題」及び「第一条」に反映

該当箇所に申請者名を記載します。

### (会社名) 信書便約款

第一条 この約款は、(会社名)（以下「当社」といいます。）が民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「法」といいます。）に基づき、特定信書便事業として行う信書便物の送達に適用されます。